

民間事業者等の保有する海洋観測機器等から 水産庁へのデータ提供に関する規程

第1条（定義）

本規程において、次に掲げる語は次の定義による。

- ① 「提供データ」とは、本規程に基づきデータ提供者が水産庁に提供する、データ提供者が利用権限を有するデータである。
- ② 「本目的」とは、我が国漁業・養殖業の効率化・省エネ化・省力化等の生産性向上や、水産資源の持続的利用と水産業の持続的成長の両立を実現するための取組をいう。
- ③ 「データプラットフォーム」とは、水産庁が保有する、本規程に基づき提供を受けたデータを管理し、また必要に応じて第三者に提供するためのシステムをいう。
- ④ 「データ管理者」は、水産庁との委託契約に基づき、データプラットフォームを管理し、提供データの管理や第三者への提供等にかかる業務を行う。

第2条（提供データと提供方法）

データ提供者は、本目的のため、別紙に定める同意書に記載したデータを、同書に記載した仕様及び提供方法により、データプラットフォームに提供する。データ提供者は、提供するデータとその仕様及び提供方法に変更がある場合、データ管理者に事前に通知を行った上で変更を行う。

第3条（提供データの利用許諾）

1. データ提供者は、水産庁が、提供データを本規程に基づき、本目的の範囲内で、加工、分析、編集、統合その他の利用をすることや、「データプラットフォーム」を通じて第三者に開示、提供することを許諾する。
2. 水産庁及びデータ管理者は、データ提供者の書面（電子メール等の電磁的方法を含む。以下同じ。）による事前の承諾がない限り、本目的以外の目的で、提供データの加工、分析、編集、統合その他の利用をしない。また、本目的以外の目的で提供データを第三者に開示、提供しない。

第4条（派生データ等の取扱い）

1. 水産庁がデータプラットフォームを通じて提供したデータから、第三者が提供データと同一ではない派生データを作成した場合、別途当事者間で合意した場合を除き、派生データの作成者が利用権限を有する。このように作成された派生データについては、データ提供者、水産庁及びデータ管理者は一切の責任を負わない。
2. 水産庁は、第三者が派生データを作成し、提供や公表した場合に、元データの提供元として、当該「データプラットフォーム」の名称とデータ提供者、水産庁及びデータ管理者に一切の責任がないことを明示するよう求めることとする。
3. 第三者が、提供データの利用に基づき生じた発明、考案、創作および営業秘密等に関する知的財産権は、知的財産を生み出した者に帰属する。

第5条（提供データの保証）

1. データ提供者は、提供データが、適法かつ適切な方法によって取得されたものであることを表明し、保証する。
2. データ提供者は、提供データの正確性、完全性、安全性、有効性（本目的への適合性）を保証しない。

3. データ提供者は提供データが第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないことを保証する。

第6条（紛争等の扱い）

水産庁は、提供データの利用に起因または関連して第三者との間で紛争、クレーム又は請求（以下「紛争等」という。）が生じた場合には、直ちにデータ提供者に対して書面により通知するものとする。また、データ提供者は、当該紛争等に合理的な範囲で協力するものとする。

第7条（提供データの管理）

水産庁は、提供データを他の情報と明確に区別して善良な管理者の注意をもって管理・保管し、データ管理者は適切な管理手段等を講ずるものとする。

第8条（損害軽減義務）

水産庁は、提供データの漏えい、喪失、目的外利用等本規程に違反する提供データの利用（以下「提供データの漏えい等」という。）を発見した場合、データ管理者を通じてデータ提供者にその旨を通知しなければならない。

第9条（秘密保持義務）

1. データ提供者、水産庁およびデータ管理者は、本規程に基づくデータ提供に際して知りえた、秘密情報であることを表明した（書面・口頭・その他の方法かは問わない）情報を、厳に秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示し、提供し、又は秘密情報を本規程に反して利用してはならない。ただし、法令上の強制力を伴う開示請求がなされた場合は、その請求に応じる限りにおいて、当該情報に関するデータ提供者への速やかな通知を行うことを条件として開示することができる。
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報にあたらぬものとする。
 - ① 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - ② 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - ③ 開示の時点で公知の情報
 - ④ 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ⑤ 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報
3. 被開示者は、本規程の履行のために必要な範囲内に限り、本条第1項に基づく秘密保持義務を遵守させることを前提に、自らの役職員または法律上守秘義務を負った自らの弁護士、会計士、税理士等に対して秘密情報を開示することができる。
4. 本条に基づく義務は、本規程が終了した後も5年間存続する。

第10条（不可抗力免責）

天災地変、戦争、暴動、内乱、自然災害、停電、通信設備事故、クラウドサービス等の外部サービスの提供の停止又は緊急メンテナンス、法令の制定改廃その他データ提供者の責に帰することができない事由による本規程の全部又は一部の履行遅滞若しくは履行不能について、データ提供者は、水産庁に対し一切の責任を負わない。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. データ提供者は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

- ① 自ら又は自らの役員若しくは自らの経営に実質的に関与している者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること。
 - ② 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ④ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑥ 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. データ提供者は、自ら次の各号のいずれかに該当する行為を行わず、又は第三者を利用してかかる行為を行わせないことを表明し、保証する。
 - ① 暴力的又は脅迫的な言動を用いる不当な要求行為。
 - ② 相手方の名誉や信用等を毀損する行為。
 - ③ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害する行為。
 - ④ その他これらに準ずる行為。
 3. 水産庁は、前二項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をしたことが判明した場合、規程違反である旨を書面で通知の上、データプラットフォームへのデータ提供を禁止する。この場合において、前二項のいずれかに違反し、又は虚偽の申告をした者は、水産庁に対し、データプラットフォームへのデータ提供を禁止したことについて損害賠償を請求することはできない。
 4. 前項の規定は、水産庁によるデータ提供者に対する損害賠償の請求を妨げない。

第12条（規程の変更）

水産庁は、必要があると認めるときは、本規程を変更することができる。水産庁は、改定を行う場合には速やかにデータ提供者に周知し、データ提供者が周知後のデータ提供の継続をもって変更に同意したこととする。

第13条（同意の撤回による提供データの処分）

データ提供者は、本規定の同意を撤回した場合においても、水産庁に対し撤回までに提供したデータの削除を求めることはできない。

第14条（準拠法）

本規程の有効性、解釈及び履行については、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

第15条（紛争解決）

本規程に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとする。

附則

本規程は、2022年9月1日から効力を有するものとする。